

第4回  
都市計画公園・緑地(市町村公園)  
見直し検討委員会

大阪府都市計画協会

# 次第

1. 開会
2. 第3回委員会でのご意見
3. 「府営公園見直しの基本方針」適用可否のケーススタディ
4. 見直し検討フローおよび評価カルテ(たたき案)
5. 住区基幹公園のケーススタディ
6. 市町村との意見交換
7. 今後のスケジュール
8. 閉会

## 2. 第3回委員会でのご意見

## 第3回委員会でのご意見

### 見直しフローについて①

「新たな代替施策の確保」とは何か

➡ 都市公園整備とは別の整備手法として、新たな施策を検討し、代替手法を探求するもの

### 見直しフローについて②

当初求められていた機能と、現時点で求められている機能をフローの中で表現できないか。

指定当初より変わらず求められている機能や、新たに追加された機能について明らかにすべき。

➡ 評価結果のフローの中で明確にする  
(本日のケーススタディ結果参照)

### 見直しフローについて③

○「整備保留」という表現は、問題の先送りに見える。ポジティブな検討であることがわかるような表現に変更してはどうか。

⇒ 実現性が低いため、当面は「整備保留」ということになるが、都市計画を存続して整備するのか、都市計画を廃止して別の代替施策に転換するのかの検討となるため、「整備手法等の検討」に表現を修正

## 第3回委員会でのご意見

### 見直しフローについて④

都市計画税を徴収していない市街化調整区域内の公園について、市街化区域と同様に論じているのではないか。基本的には市街化区域内の公園を優先すべき。

 **実現性評価における優先順位の中で行政が判断する**

### 見直しフローについて⑤

都市計画の見直しとしては「目的」、「手段」、「代替策」であるので、ガイドラインではその部分を強調し、事業の優先度は補足的にすべき。

 **ガイドラインでは、実現性までを明確にする必要があるため、市域全体の整備優先順位も考慮して評価する**

## 第3回委員会でのご意見

### 見直しフローについて⑥

「代替性の有無」の表現について、必要機能が他の代替施設で代替可能かという意図が分かりにくい。都市計画道路の見直しと整合を図っておくべき。

➡ 都市計画道路では、現道も含めた路線で「代替機能の有無」としているため、道路に合わせて表現を統一する

### 見直しフローについて⑦

未着手区域の現状の機能、ポテンシャルについて評価し、必要であれば担保するという検討が必要でないか。

➡ 新たに追加する「整備手法等の検討」のなかで、現状で求められる機能を有している場合は、担保性を検討することで対応

## 第3回委員会でのご意見

### 見直しフローについて⑧

オールオアナッシングではなく、区域縮小のうえ整備となる評価結果があってもよいのではないか

➡ 代替できるものがあればその分を区域縮小し、さらに実現性評価の中で、「整備」or「新たな代替手法の検討」について評価を行う

### 見直しフローについて⑨

○市町村域全体の中での優先順位を判断する必要があるのではないか

○事業性の有無というのは大事な問題であるので、都市計画を見直すうえで事業性の議論は必要。

➡ 優先順位については、実現性評価の中で確認を行う



## 第3回委員会でのご意見

### 見直しフローについて⑩

密集市街地型の空地機能など、重要性が高いものであれば、担保するための何らかの実現手法を検討すべきではないか。

➡ **都市計画公園整備にこだわらず、地域住民と連携した解決策を図る等、「整備手法等の検討」のなかで、各市町村が前向きに検討**

### 必要性評価カルテについて

- 必要性評価では、開設区域も含めて、その公園に求められる必要機能を評価し、そのうえで開設区域においてその機能が充足しているかの判断をすべき。
- どの機能が最終的に存続しているのか明示しておく必要あり。

➡ **開設区域で必要機能が充足しているか、どの機能が存続しているかを明確に評価できるように、必要性評価カルテを修正**

## 第3回委員会でのご意見

### ケーススタディのアウトプットについて①

隣接する都市計画道路の実現性や市街地の面整備の可能性を明確にすること。

 評価結果のフロー及び評価図の中で明確にする

### ケーススタディのアウトプットについて②

ケーススタディの必要性評価結果において「避難スペースの確保」とあるが、「一時避難」と明確にすべき。

 明確な表現に修正

### 府営公園見直し適用可否のケーススタディについて

- ◆ 買収難易度の評価は任意買収しか考えていないのか。  
防災機能については、公園における従来の社会的コンセンサスが  
変わってくると考えられる。買収手法について、強制的な買収に  
についても必要に応じて検討するというコメントが必要ではないか。
  - 実現性評価における優先順位では、必要に応じて、強制的な買収  
という手法も視野にいれたうえで、市町村が適宜、適切に判断し、  
評価する
  
- ◆ 財源確保できた場合に「実現性が高い」と評価されるのか。  
今の財政状況では、すべて「実現性が低い」となり、整備保留と  
いう流れになるのではないか。
  - 実現性については、市町村域の中で優先順位を検討し評価する

### 府営公園見直し適用可否のケーススタディについて

- ◆見直しを行う際の対象区域は、地形地物等によりわかれている一団のブロックを対象とすべき。
- ◆現況廃止した場合、緑の目標値との整合が図られない、という問題があれば、フローの中でチェック項目を設けることも考えられる。
- ◆現況の寺社、ため池部分について、府営公園の考え方と整合が図られていない。
- ◆一定の担保性があるため代替性ありとして廃止、あるいは、必要性がなく廃止するが、廃止後の土地利用の混乱を防ぐ必要があるのか、また、建築制限が過度にかかっているということで対象区域外とするのか等、再度考え方を整理すること。

 **ご意見を踏まえて修正。  
本日の議題「府営公園見直しの基本方針適用  
可否のケーススタディ」で再検証**

### 府営公園見直し適用可否のケーススタディについて

- ◆ 現況の担保性の判断について整理が必要。
- ◆ 現況の防災機能について、河川に近いエリアでは洪水などが起こった場合は危険なエリアであるが、震災等における物資輸送機能も有しており、状況によって必要機能は変化する。
- ◆ 住宅地が張り付いている区域とそれ以外の区域について、実現性が異なるのではないか。

 **ご意見を踏まえて修正。  
本日の議題「府営公園見直しの基本方針適用  
可否のケーススタディ」で再検証**

### 3. 「府営公園見直しの基本方針」適用 可否のケーススタディ

# ガイドラインの対象となる公園種別（未着手・未完成公園）【H20年3月末現在】

（政令市除く）

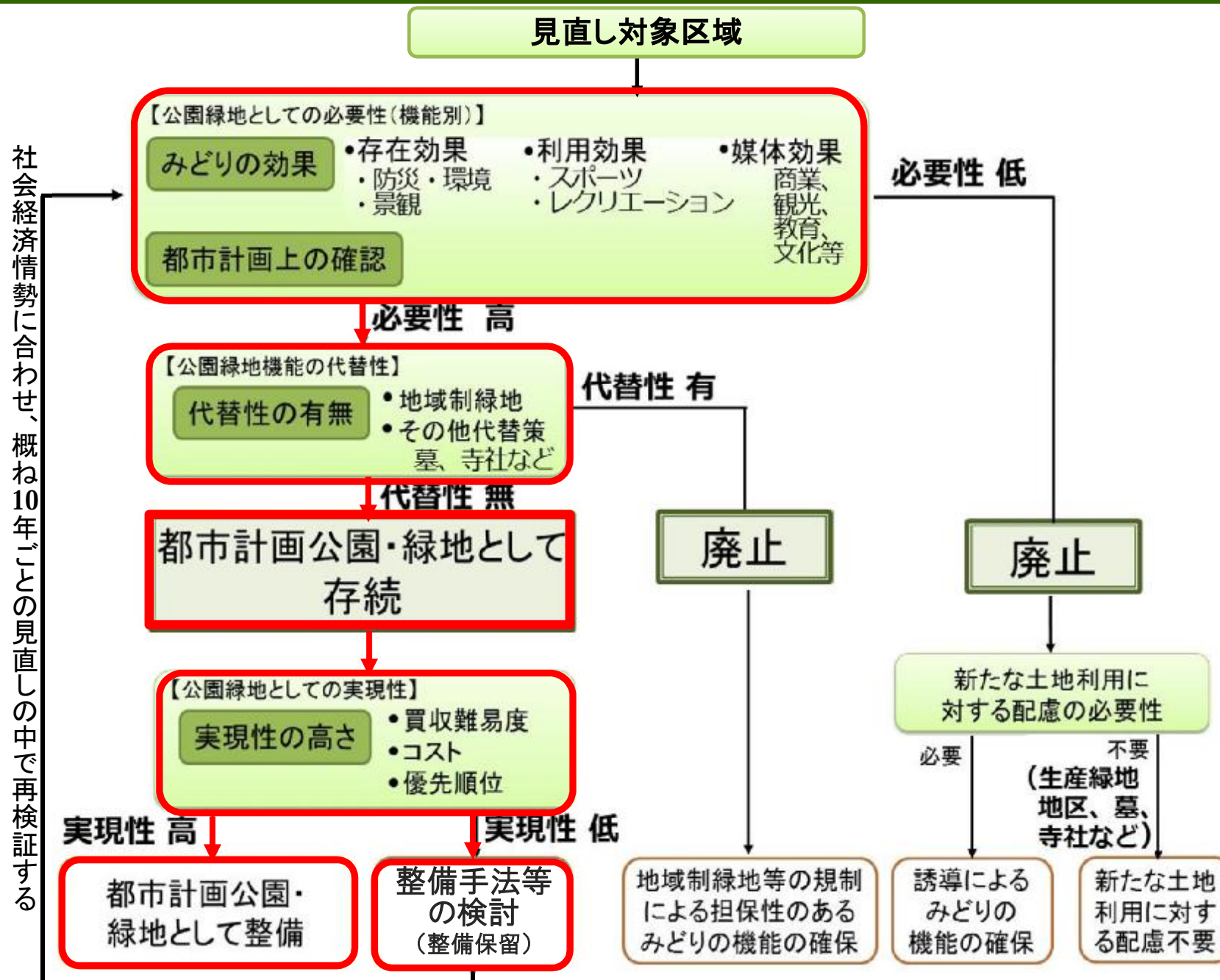
種別		箇所数	代表例
住区基幹公園	街区公園	120	—
	近隣公園	121	—
	地区公園	27	—
都市基幹公園	総合公園 運動公園	19	
	風致	6	
特殊公園	その他特殊 対象外	1	
	緑地	18	

# 〇〇公園(A市)

- 市街化区域
- 総合公園
- 未完成公園



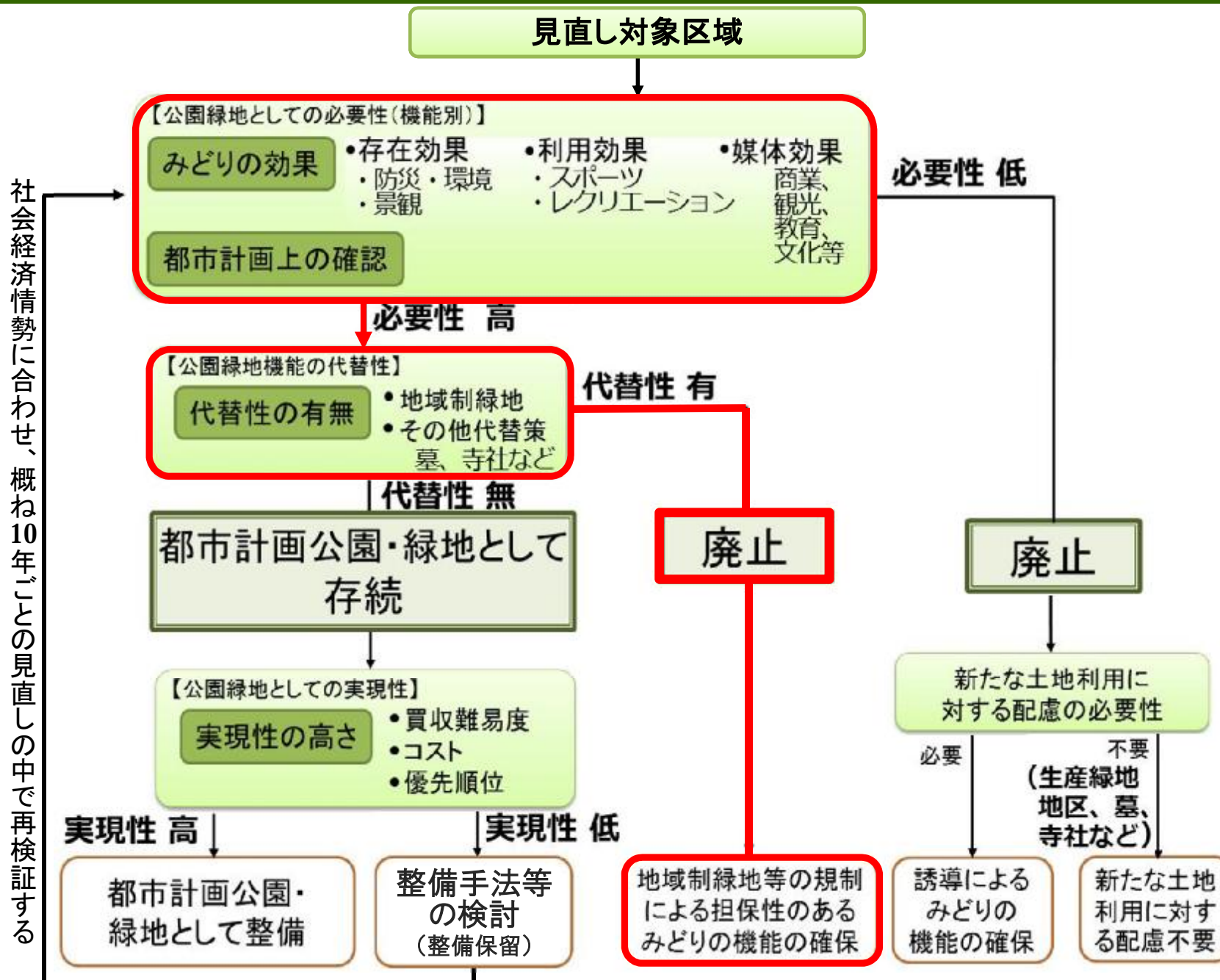
# 見直しの流れ(フロー)



## △△公園(B市)

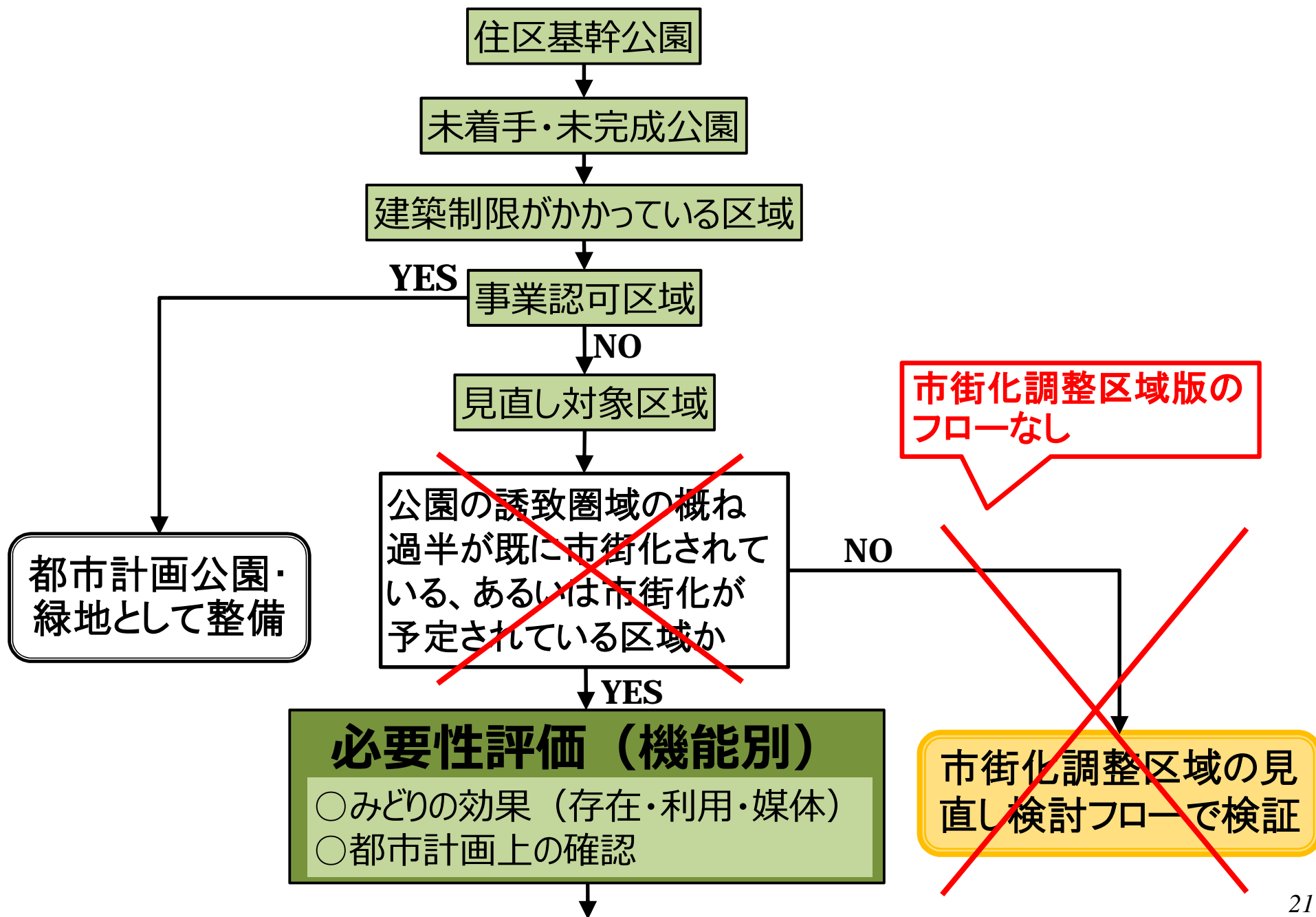
- 市街化区域
- 総合公園
- 未完成公園

# 見直しの流れ(フロー)

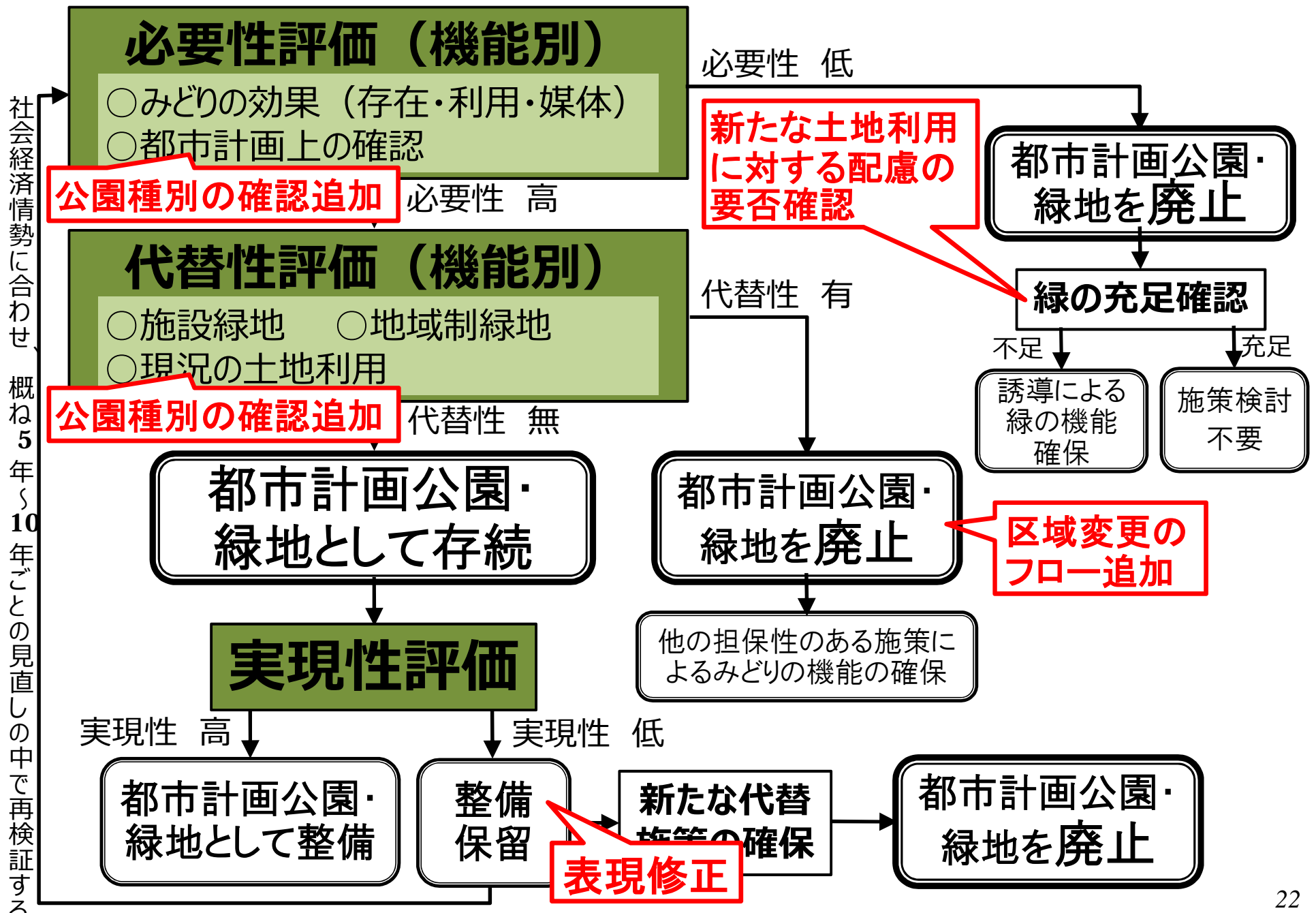


## 4. 見直し検討フロー及び評価カルテ(たたき案)

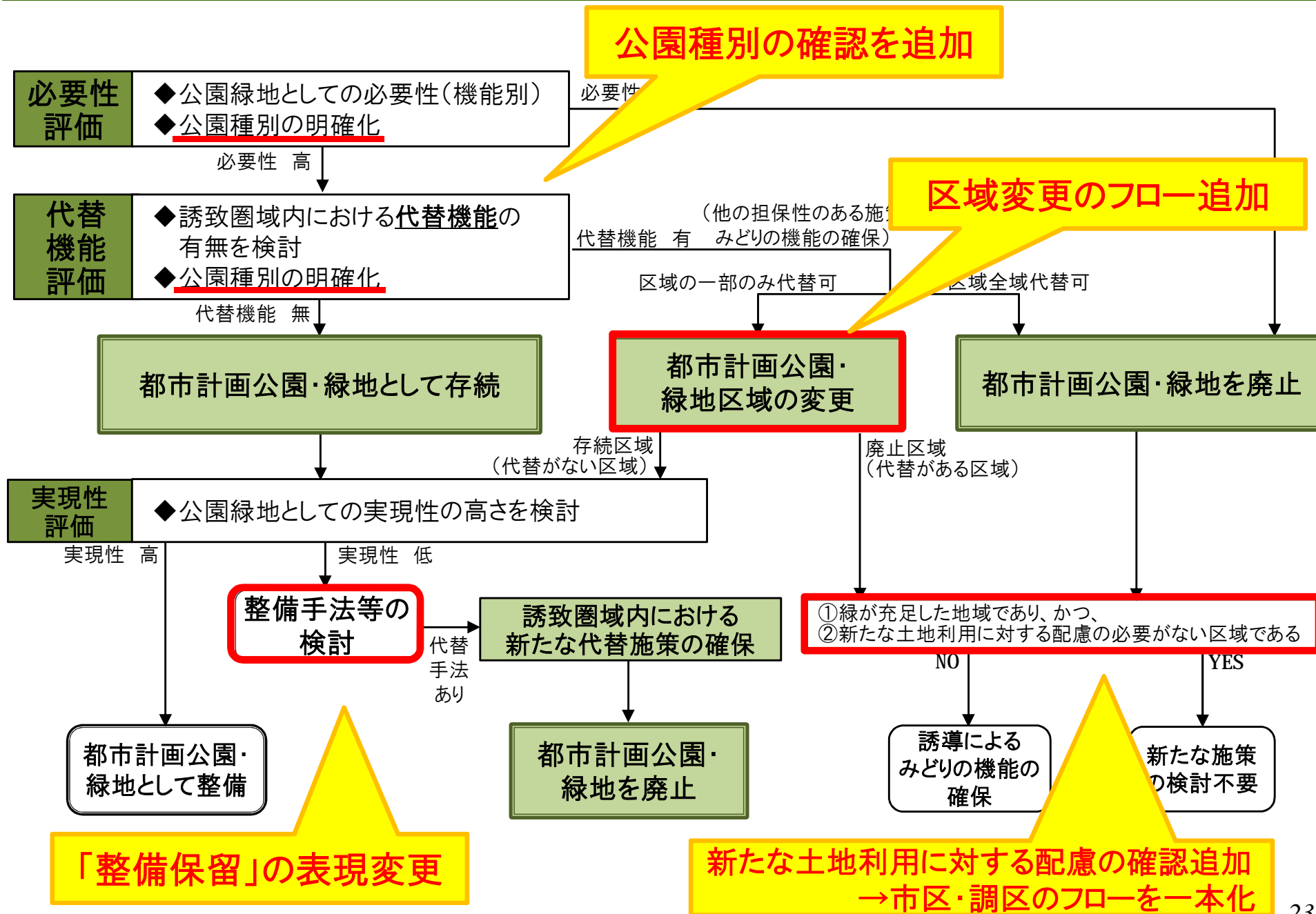
# 見直し検討フロー(たたき案)(第3回委員会提示資料からの変更)



# 見直し検討フロー(たたき案)(第3回委員会提示資料からの変更)



# 見直し検討フロー(たたき案)



# 必要性評価カルテ(たたき案)(抜粋)

**一次評価: 開設区域も含めた評価。公園そのものの必要機能について評価する。**  
**二次評価: 開設区域の充足度を確認し、未着手区域の必要性を評価する。**

◆必要性評価(機能別)【例】

項目	機能	一次評価(未着手公園は一次評価のみでOK)				二次評価(一次評価で必要性が高い項目のみ評価)				
		評価内容		評価		評価内容		評価		
存在効果	防災	避難地	1-1	住民の避難場所(一次避難地、一時避難場所)等としての位置づけがあるか	NO	YES	左記の内容について開設区域ですでに機能が充足しているか	YES	NO	
		延焼危険度	1-2	周辺に延焼危険度(不燃領域率(耐火率、空地率)、木防建べい率、消防活動困難区域等)の高い地域があるか	NO	YES	〃	YES	NO	
		避難危険度	1-3	周辺に木造住宅密集地域など、避難危険度(道路閉塞確率、一次避難困難区域等)の高い地域があるか	NO	YES	〃	YES	NO	
		避難路等	1-4	避難路、避難地として活用可能か(施設内容も考慮。修景池等は不可)	NO	YES	〃	YES	NO	
	環境	熱環境	2-1	新たな緑陰空間(クールスポット)の創出や、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するものか	NO	YES	左記の内容について開設区域ですでに機能が充足しているか	YES	NO	
		自然的環境	2-2	生き物の移動空間の創出に寄与するものか	NO	YES	〃	YES	NO	
	景観	住生活環境	3-1	周辺の住生活環境の向上に必要なものか	NO	YES	左記の内容について開設区域ですでに機能が充足しているか	YES	NO	
		歴史・文化	3-2	公園区域内に地域の歴史・文化等守るべき景観があるか	NO	YES	〃	YES	NO	
	みどりの効果	利用効果	遊び場提供等	4-1	近隣住民の遊び場提供(児童遊戯場)や健康増進(健康遊具)等、地域の需要に寄与するものか	NO	YES	左記の内容について開設区域ですでに機能が充足しているか	YES	NO
			スポーツレクリエーション	4-2	近隣住民のスポーツ・レクリエーション等を目的としたものであり、地域需要に貢献するものか	NO	YES	〃	YES	NO
			憩い癒し	4-3	憩いや癒し効果を目的としたものであり、対象公園の整備は、圏域の少子高齢化動向や利用者層の傾向に対応した施設(遊歩道、休憩施設等)として、地域需要に貢献するものか	NO	YES	〃	YES	NO
			自然的景観鑑賞	4-4	花木や樹林地等の自然的景観の鑑賞等、自然景観が少ない周辺地域の需要に貢献するものか	NO	YES	〃	YES	NO
動向		4-5	現在の施設計画は、住民のニーズや社会経済情勢の変化において方向性の転換は必要か	NO	YES					
媒体効果	福祉教育交流コミュニティ等	5-1	圏域の福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進や生きがいづくりに貢献するものか	NO	YES	左記の内容について開設区域ですでに機能が充足しているか	YES	NO		
		5-2	自然とのふれあいの場提供など環境教育フィールドとしての整備に貢献するものか	NO	YES	〃	YES	NO		
		5-3	地域住民(子育て世代や高齢者等)のコミュニケーションの場として、地域の需要に寄与するものか	NO	YES	〃	YES	NO		
		5-4	市民活動等を活性化するため必要なものか	NO	YES	〃	YES	NO		
		5-5	防犯や地域防災力の向上や地域コミュニティ活動の活性化に必要なものか				YES	NO		

**開設区域の充足度確認**



# 必要性評価カルテ,代替性評価カルテ(たたき案)(抜粋)

## ◆必要性評価カルテ(その他確認(※都市計画公園・緑地の必要性の高低に起因するものではない項目))

項目	確認内容		評価	
			YES	NO
配置計画	7-1	本公園の誘致圏域は、他の開設済みの都市計画公園の誘致圏域と重複しているか	YES	NO
市街地形成	7-2	未着手区域を見直した場合、道路の移設など公園を取り巻く周辺市街地との整合を図る必要性があるか	YES	NO
建築制限の状況	7-3	未着手区域内の建築構造は圏域内の他の建築構造に比して著しく制限がかかっている状況か	YES	NO
公園種別変更の要否	7-4	必要性評価(1-1~6-5)を踏まえ、都市計画公園種別の変更は必要か	YES	NO

**公園種別の変更確認追加**

## ◆代替性評価カルテ

項目	機能	必要性の総合評価	代替性評価		
			都市計画公園・緑地以外で本機能を代替できる手法があるか		
みどりの効果	存在効果	防災	NO	YES	
		環境	NO	YES	
		景観	NO	YES	
	利用効果		NO	YES	
	媒体効果		NO	YES	
都市計画上の確認			NO	YES	

**公園種別の変更確認追加**

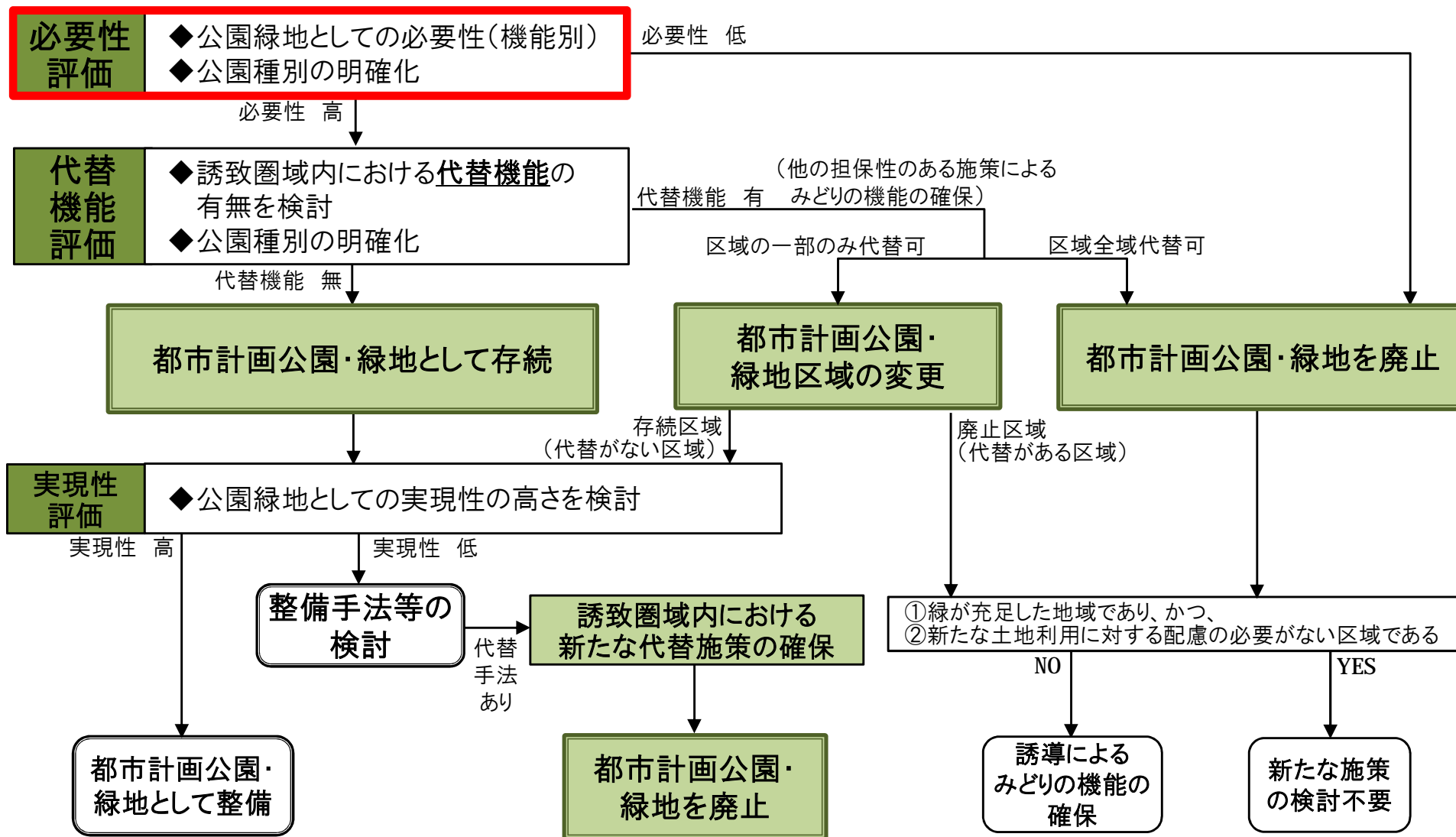
上記、代替性評価を踏まえ、都市計画公園種別の変更は必要か	NO	YES	
------------------------------	----	-----	--

## 5. 住区基幹公園のケーススタディ

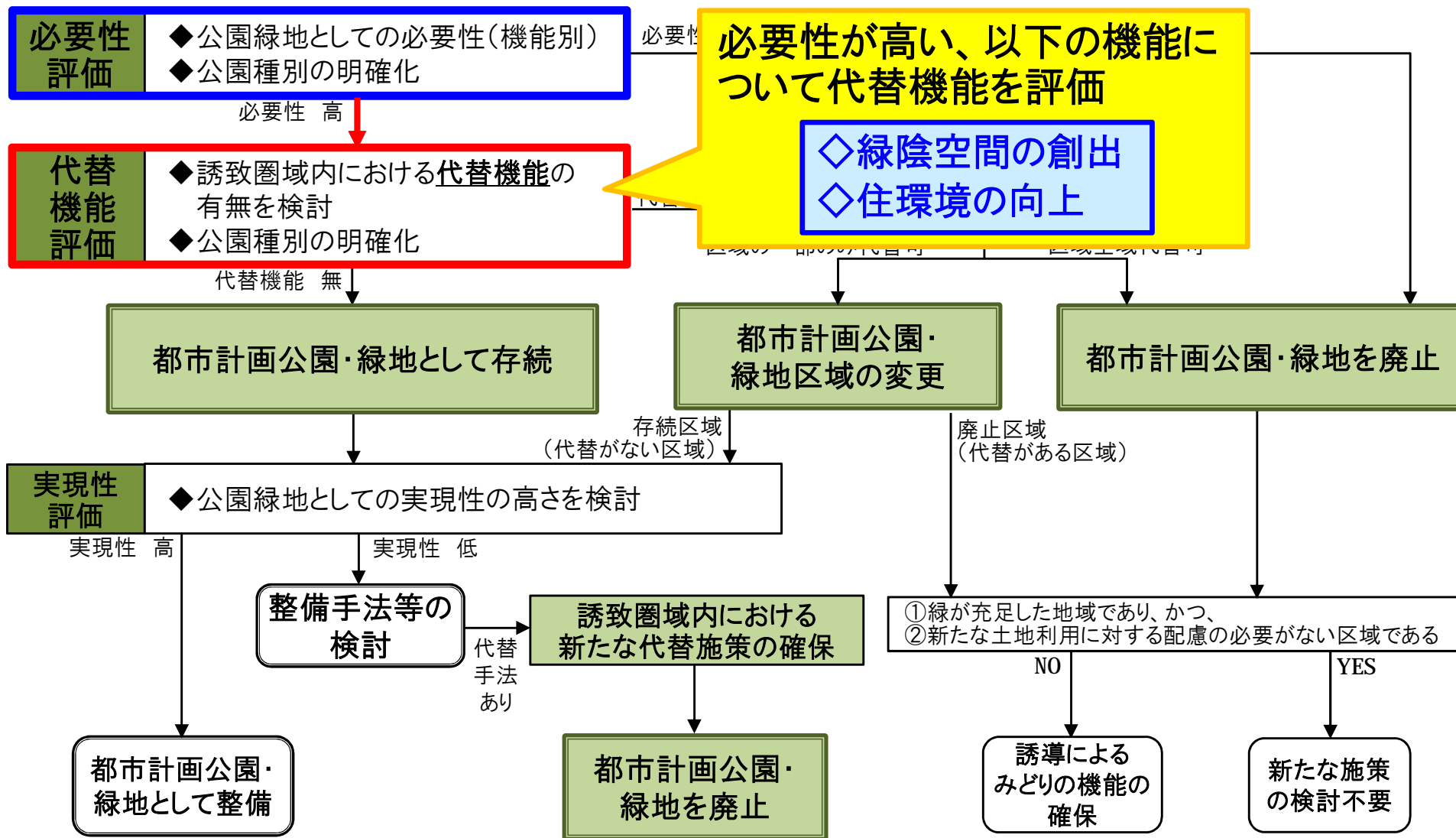
## ○△公園(C市)

- 市街化区域
- 近隣公園
- 未完成公園

# ～必要性評価～

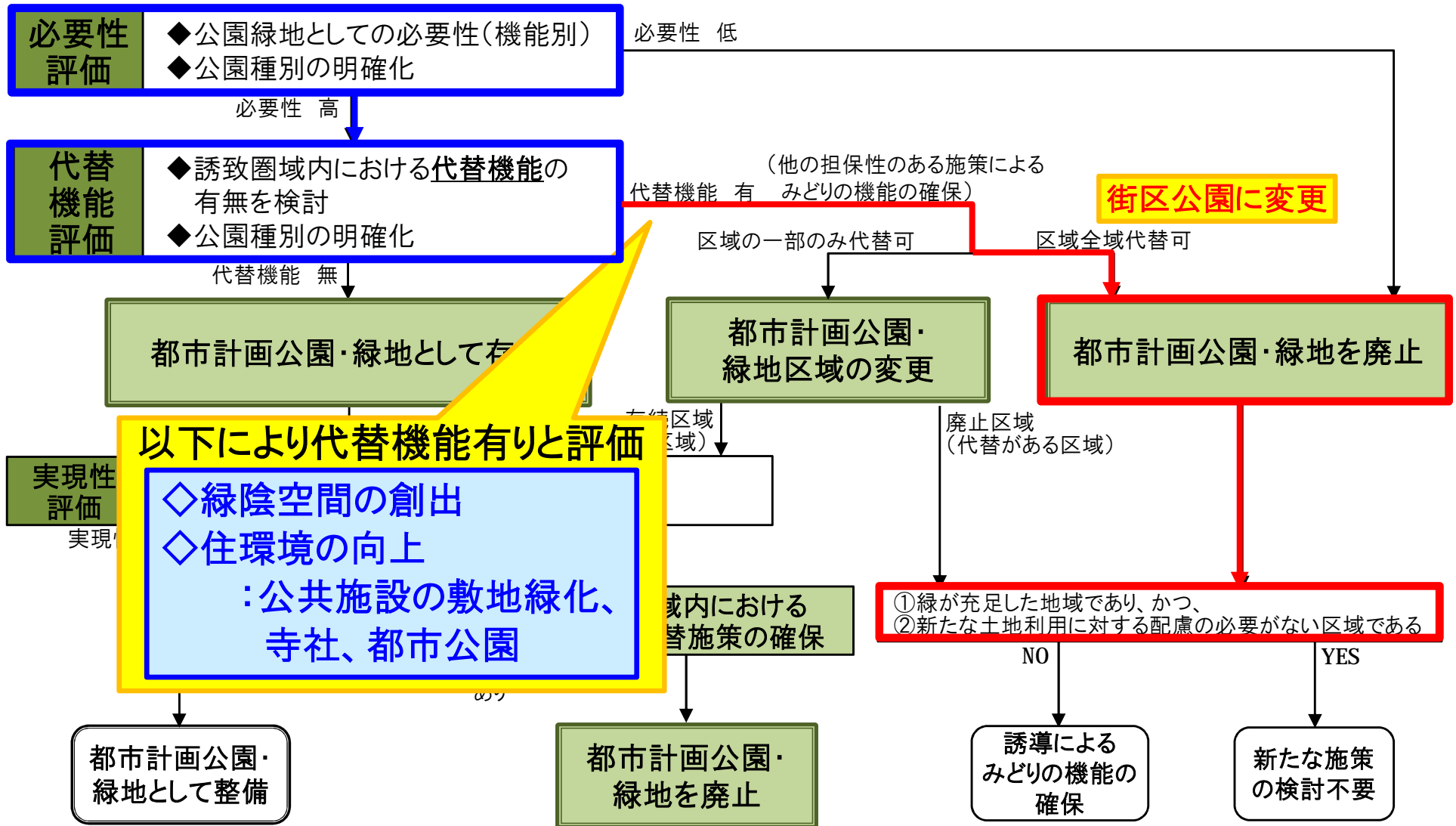


# ～必要性評価結果～

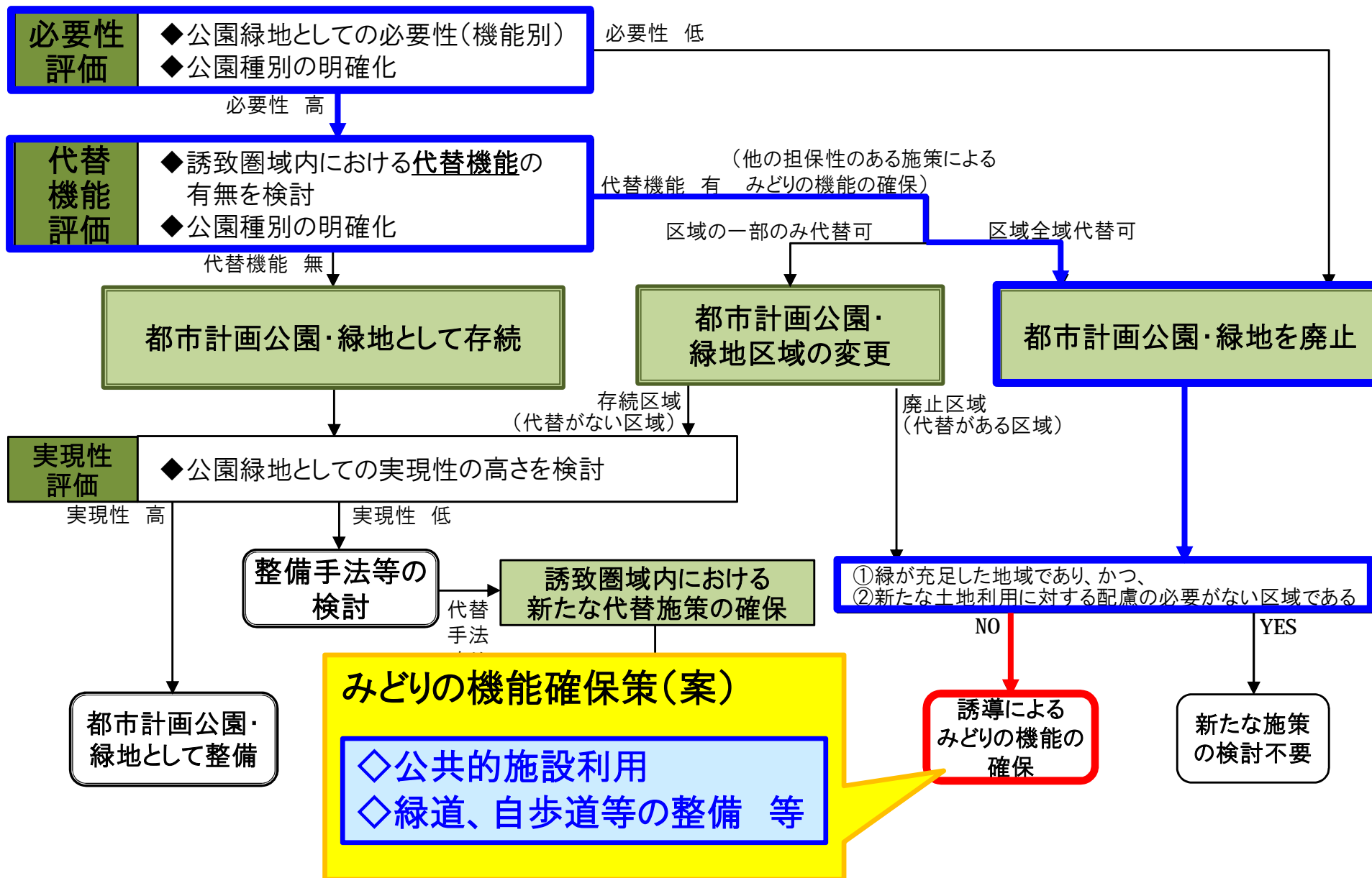


※当図面は、都市計画公園の見直しの考え方について検証するためのケーススタディであり、実際の都市計画変更案を示すものではない。

# ～代替機能評価結果～



# ～評価結果～

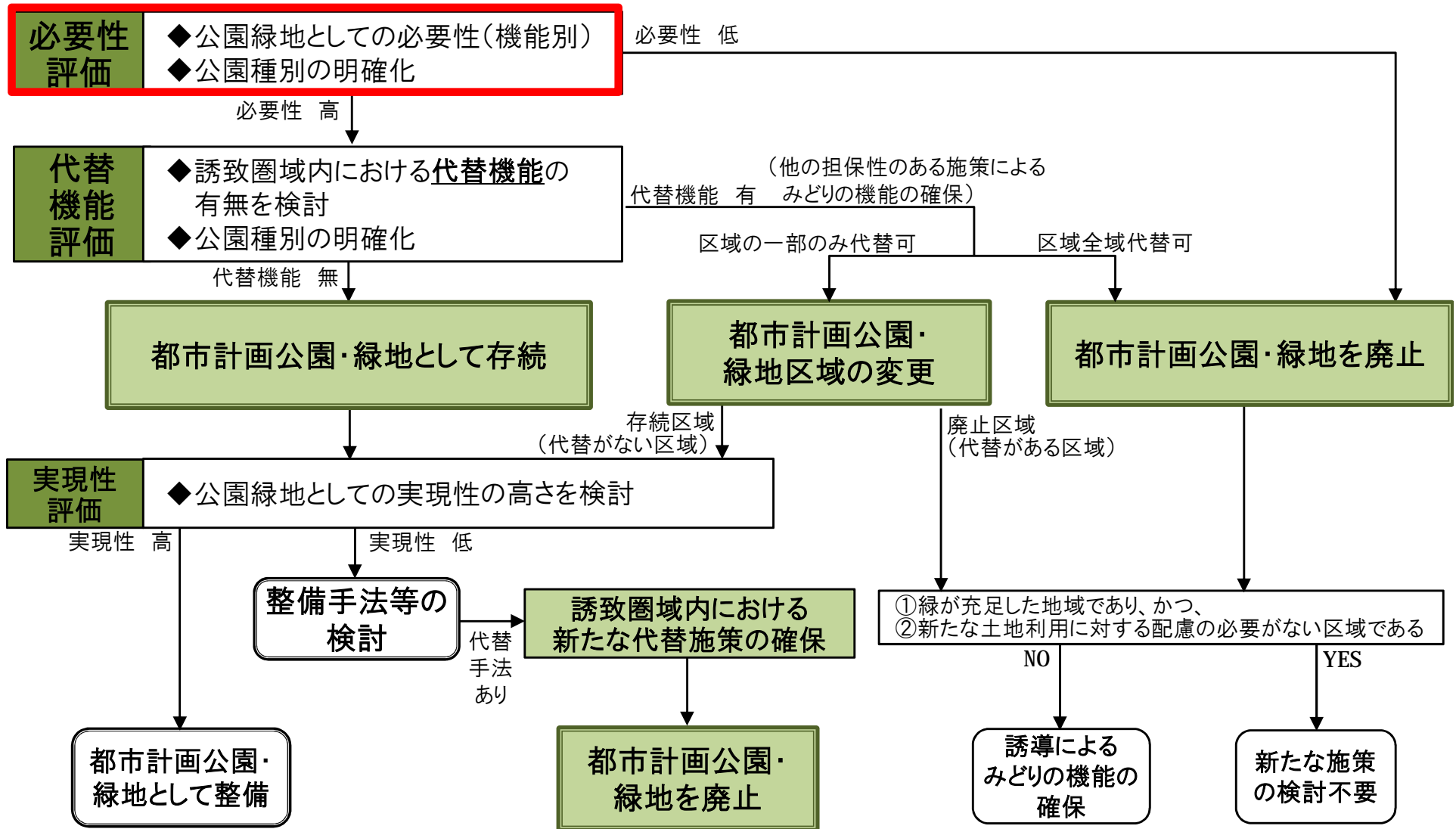


## ○ × 公園(D市)

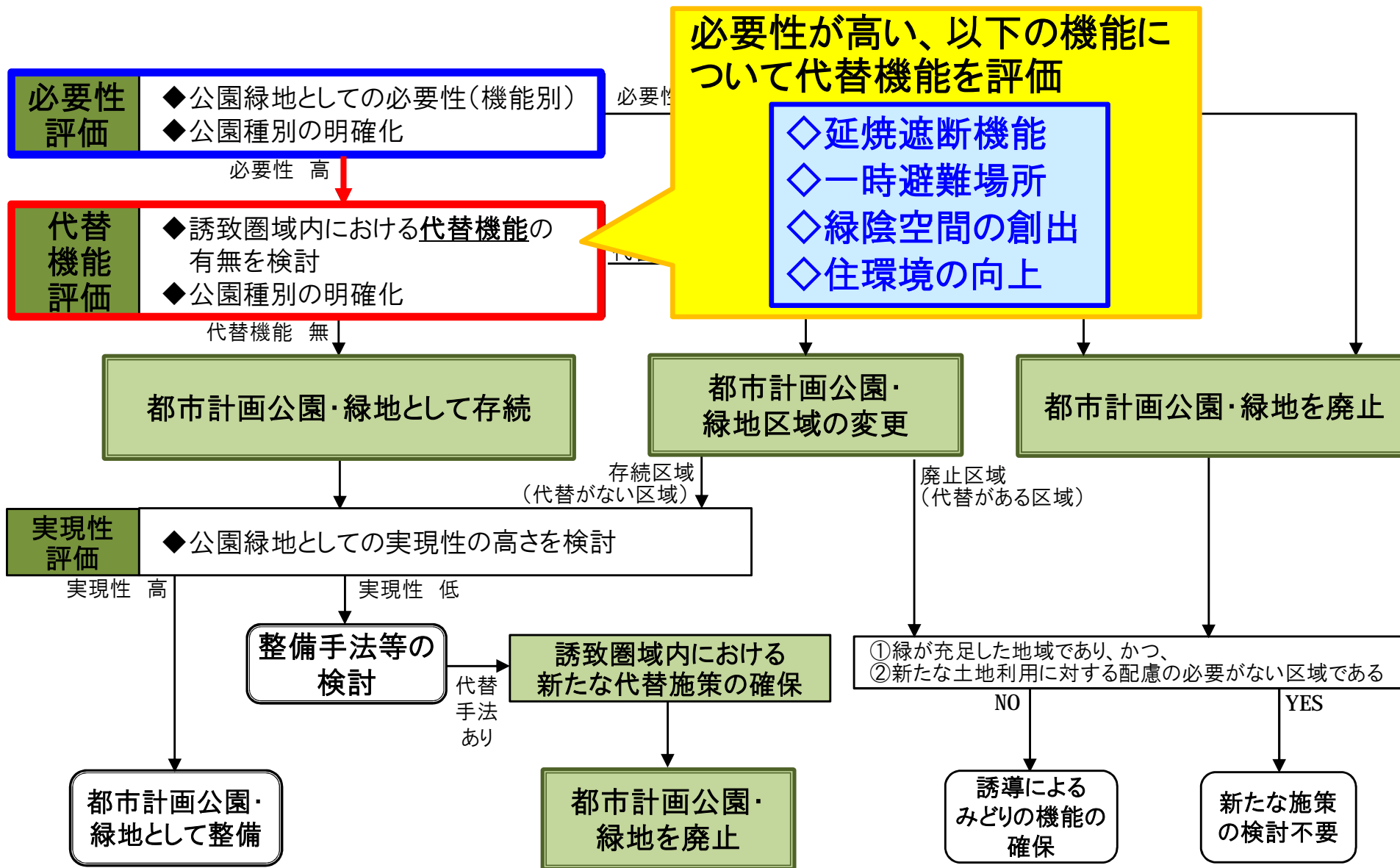
- 市街化区域 (密集市街地)
- 街区公園
- 未完成公園



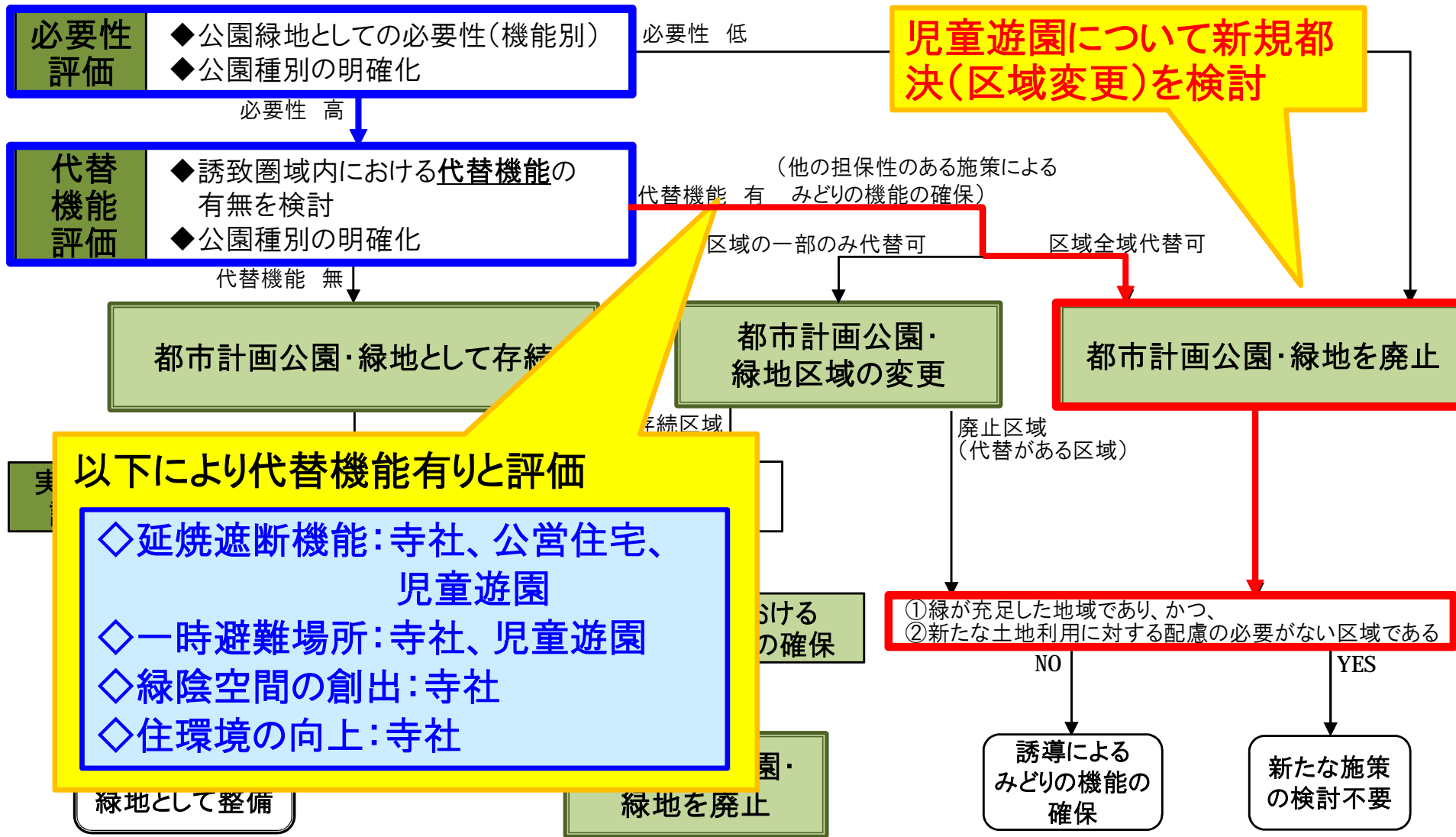
# ～必要性評価～



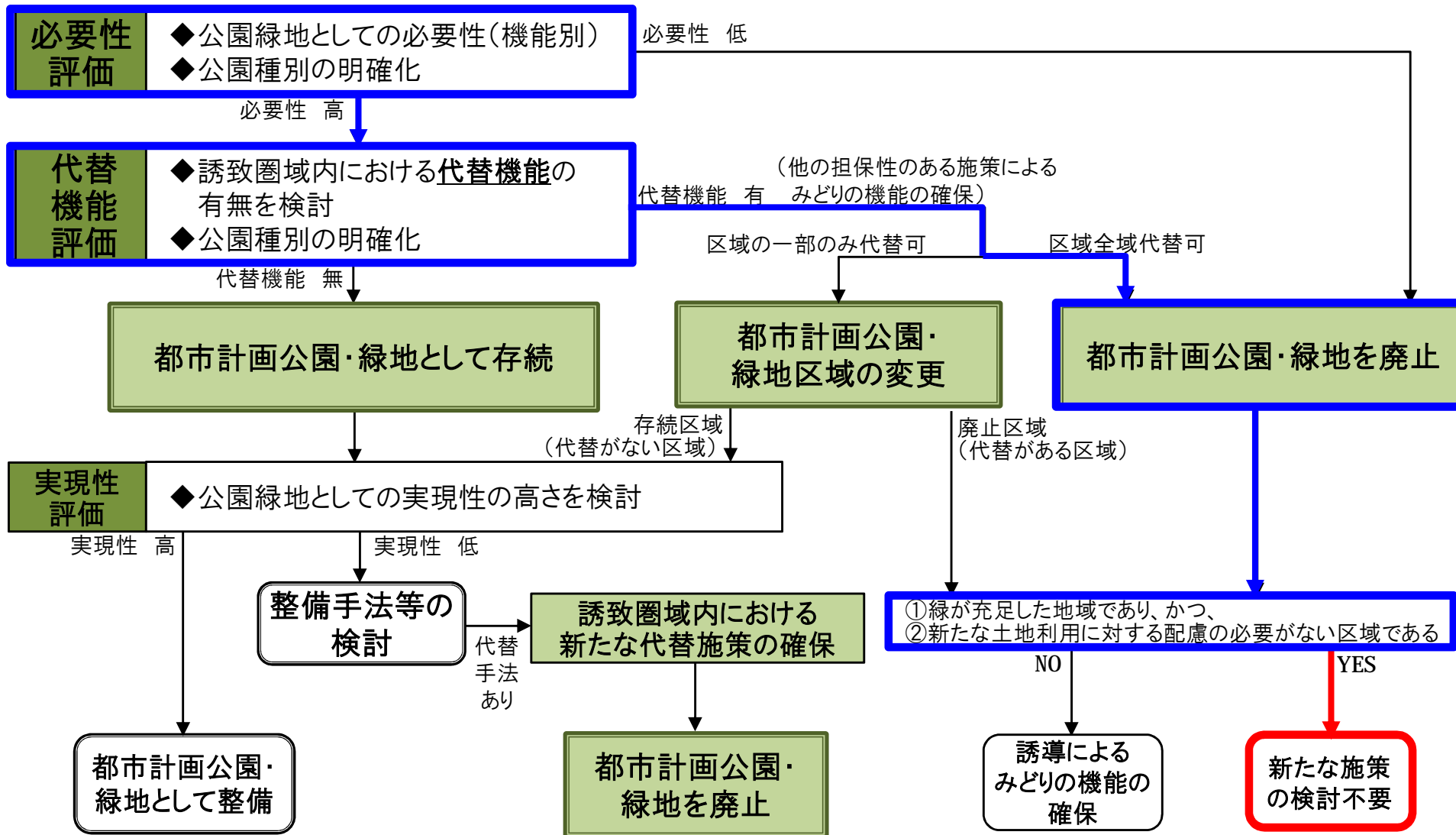
# ～必要性評価結果～



# ～代替機能評価結果～



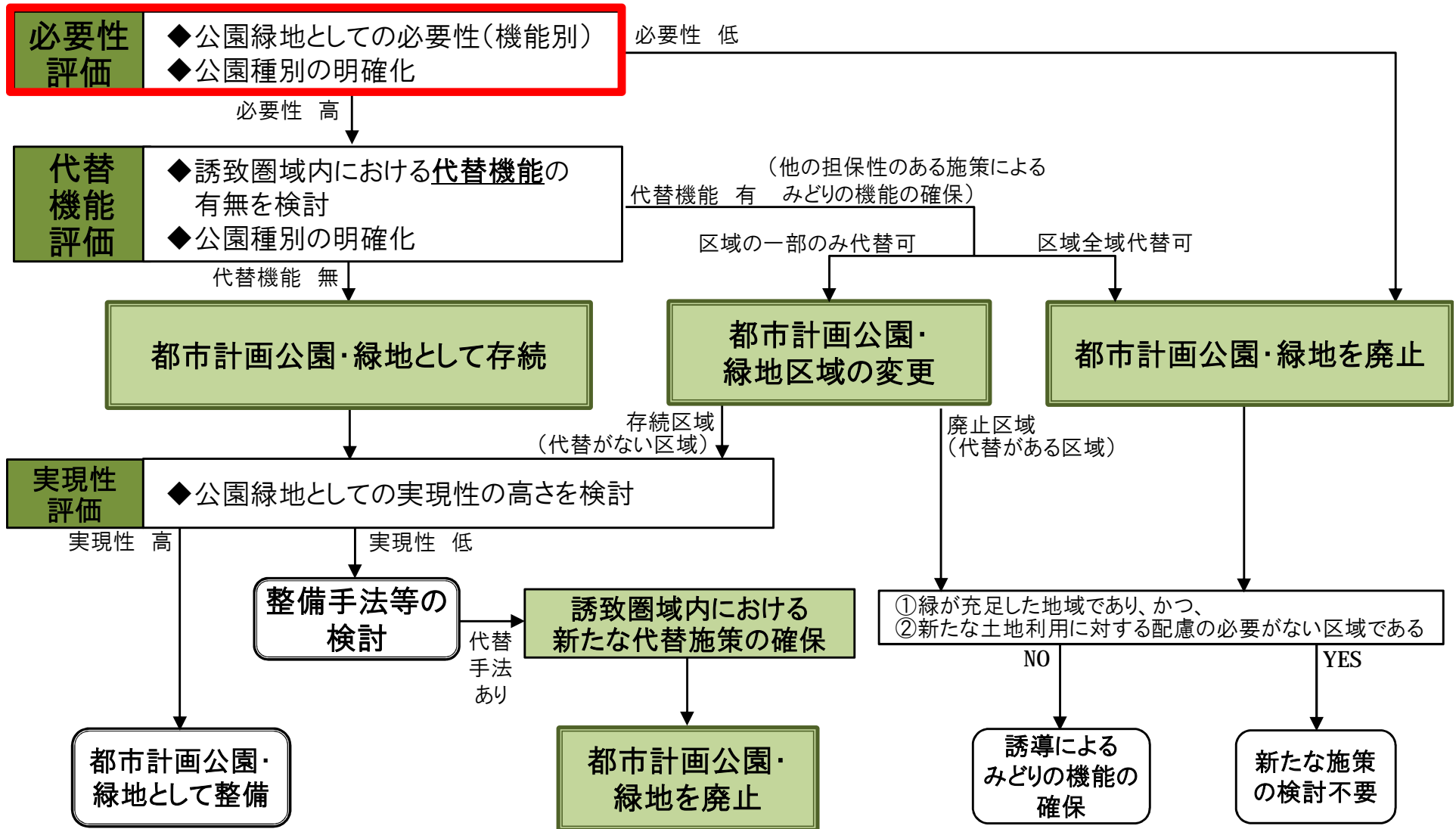
# ～評価結果～



## ○□公園(E市)

- 市街化調整区域
- 地区公園
- 未着手公園

# ～必要性評価～



# ～必要性評価結果～

**必要性評価**

- ◆公園緑地としての必要性(機能別)
- ◆公園種別の明確化

必要性 高

**代替機能評価**

- ◆誘致圏域内における代替機能の有無を検討
- ◆公園種別の明確化

代替機能 無

必要性が高い、以下の機能について代替機能を評価

- ◇住環境の向上 ◇健康増進
- ◇スポーツ・レクリエーションの場提供
- ◇憩い・癒し空間 ◇コミュニケーションの場提供
- ◇市民活動、地域コミュニティ活動の活性化

都市計画公園・緑地として存続

都市計画公園・緑地区域の変更

都市計画公園・緑地を廃止

**実現性評価**

- ◆公園緑地としての実現性の高さを検討

実現性 高

実現性 低

整備手法等の検討

代替手法あり

誘致圏域内における新たな代替施策の確保

都市計画公園・緑地として整備

都市計画公園・緑地を廃止

①緑が充足した地域であり、かつ、  
②新たな土地利用に対する配慮の必要がない区域である

NO

YES

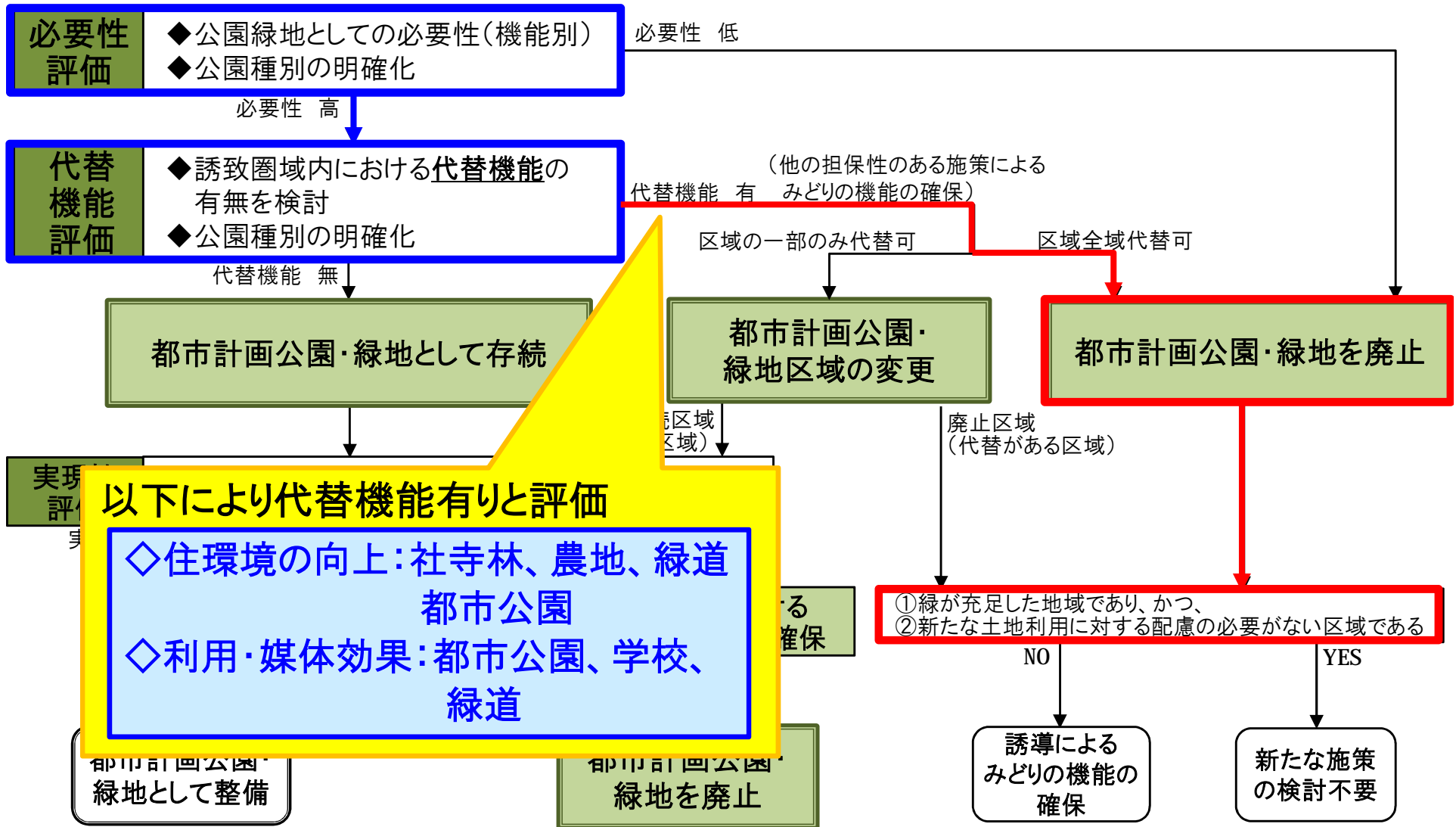
誘導によるみどりの機能の確保

新たな施策の検討不要

存続区域  
(代替がない区域)

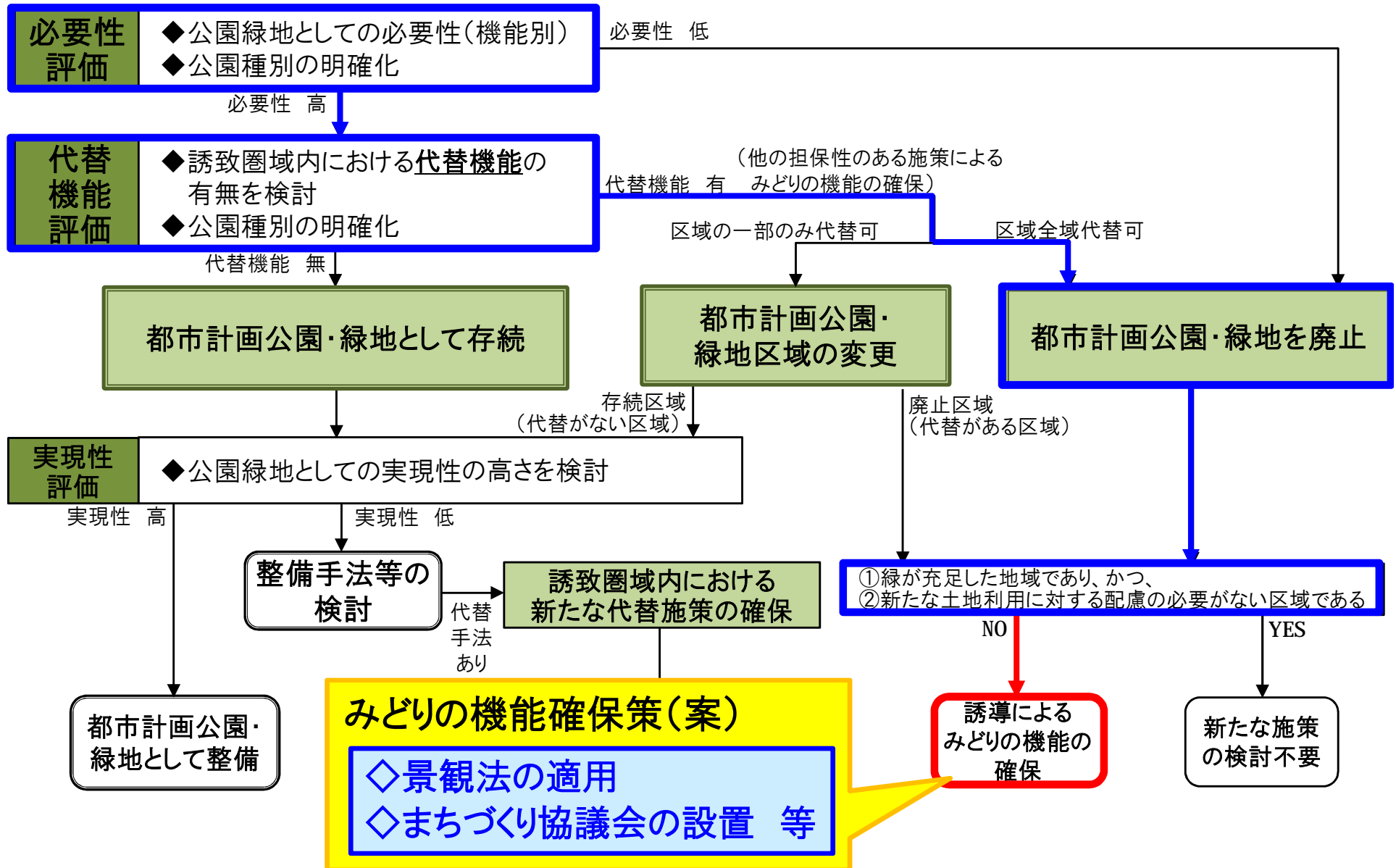
廃止区域  
(代替がある区域)

# ～代替機能評価結果～





# 【招提今池公園(枚方市)】～評価結果～



## 6. 市町村との意見交換

## 7. 今後のスケジュール(案)

## 今後のスケジュール(案)

### 公園現地視察（平成24年12月11日～13日）

- 住区基幹公園見直しのケーススタディ公園 現地視察



### 第4回検討委員会（平成25年1月24日開催）

- 住区基幹公園見直しのケーススタディ
- 市町村等との意見交換



### 第5回検討委員会（平成25年3月予定）

- ガイドライン（素案）の作成



市町村への意見照会、パブリックコメントを経て

**策定・公表**